

Newsletter

19 April 2017 | Vol. 22

目次

UAEにおけるヘルスケア分野の近時の動向

UAEのヘルスケア分野の投資環境

政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策

ヘルスケア分野における投資の法的枠組み

ヘルスケアビジネスに関する法規制

中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー・マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスをを行っています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加・削除をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

中東・アフリカニュースレター Vol. 22

シリーズ 中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート

第1回 アラブ首長国連邦 (UAE)

中東・アフリカ地域の経済成長及び人口拡大に伴い、現地でのヘルスケア分野のニーズが急速に拡大している¹。これまで日本国内外において高品質のヘルスケア関連商品及びサービスを提供してきた日本企業にとっても中東・アフリカ地域におけるヘルスケア産業は極めて大きなポテンシャルを秘めていると言える。

ベーカー・マッケンジーは、長年に渡り、当地域における事業支援を数多く行ってきたが、今回、これまでの経験を踏まえ、主要国として、UAE、トルコ、サウジアラビア及びエジプトを挙げ、中東・アフリカ地域への投資を行う、又は検討している日本企業にとって有益な情報の提供となるよう、法的側面から見た中東・アフリカ地域のヘルスケア分野の投資環境をレポートする。加えて、特に各国において法制度が異なり得る病院経営に関する法規制を中心に現地法規制を概説する。

第1回として、本ニュースレターにおいてはUAEを取り上げる。

UAEにおけるヘルスケア分野の近時の動向

UAEにおけるヘルスケア産業は、その品質は高く当地でも競争力の高い産業と見られており、かつヘルスケアサービスに対する需要も急速に伸びている。石油依存の脱却のための経済の多様化に向けた重要分野として政府が掲げるメディカルツーリズムと共に、人口及び生活習慣病の割合の増加がヘルスケア産業の成長に重要な役割を果たしている。その結果として、様々な現地資本及び外国資本により、UAE国内で複数のヘルスケア関連施設の建設が進んでいる。近時の石油価格の抑制傾向はUAE国内経済を停滞させる要因となり得るが、ヘルスケア産業に関しては今後も民間の資本参加による更なる成長が見込まれている。

アブダビ首長国及びその後ドバイ首長国において強制加入民間健康保険スキームが導入されたことにより、民間資本のヘルスケア産業への参加はこの数年間で飛躍的に増大しており、官民パートナーシップ (PPP) の機会の増加により、この傾向は継続するものと見られている。

他方、特に富裕層及びメディカルツーリスト向けの高品位分野における過剰供給と低所得層向けの供給不足という問題について指摘する声もある。

¹ 成長市場としての中東・北アフリカと日本企業のビジネス機会 (日本貿易振興機構): http://www.jccme.or.jp/japanese/seminar_13/pdf_0826/13.pdf

本ニュースレターに関する お問い合わせ先



伊藤(荒井) 三奈
オフ・カウンセラー
03 6271 9727
mina.arai-ito@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



富本 聖仁
(イスタンブール事務所に出向中)
シニア・アソシエイト
+90 212 376 64 28
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com



立石 竜資
シニア・アソシエイト
03 6271 9705
yosuke.tateishi@bakermckenzie.com

2016年7月、アラブ首長国連邦において、民間医療機関における患者負担の方法を含む健康保険政策の変更が実施された。これは、首長国内の生活習慣病患者に対する長期ケアを提供する民間機関に特に影響を与えるものと言われている。

UAE のヘルスケア分野の投資環境

世界経済フォーラムや世界銀行のランキングなどで分かるように、UAE は、周辺諸国と比べても、外国投資家にとって魅力的な投資先国と見られている。

UAE 政府は、ヘルスケア分野を含む様々な産業分野を開放し、UAE を外国投資家にとってより魅力的なものにするため、投資関連法制の改正を行っている。近時、UAE は新会社法や、特にヘルスケア分野にとって重要な民間医療機関に関する法律の制定を行った。さらに、UAE 内への国外からの投資を促進するために、これまでの多くの問題点に対応する形での投資法の改正も検討中である。また、UAE 政府は、外国投資家のため、行政手続きの効率化を図ることも検討している。

これらの積極的な動きがあるものの、UAE の規制及び法制度は外国投資家と現地資本を比較すると、未だ現地資本にとってより利点が多い状況にある。現状、UAE 内の投資家に対する内国民待遇の保証はなく、外国人による土地及び株式の所有は未だに規制対象となっている。フリーゾーン域外において外国企業が事業を行うためには、原則として現地資本による 51%以上の持分保有がなされた UAE 国内のスポンサー、代理人又は販売代理店が必要となる。

政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策

フリーゾーン内においては、外国投資家に対してインセンティブが付与されており、外国からの投資に対する税制、賃金及び関税に関するインセンティブと併せ、フリーゾーン内においては、外国資本による法人の 100%の持分保有が認められる。現在、UAE 内において約 40 のフリーゾーンがあるが、ドバイヘルスケアシティは、ヘルスケアサービスに特化したフリーゾーンである。

フリーゾーン域外においては、免税の取扱いを除き、特段のインセンティブは付与されない。つまり、外国投資家に対しては指定された地域における施設保有権などの資産購入をすることができることがインセンティブであるとみなされている。

ヘルスケア分野における投資の法的枠組み

UAE のみならず、広く湾岸地域において、多くのインフラプロジェクトのために PPP が用いられているが、従来、ヘルスケア分野においては PPP は用いられてこなかった。しかしながら、現在は、製薬会社や医療機器企業がヘルスケアサービスにおける PPP プロジェクトを検討するなどしており、その状況に変化が生じている。例えば、2016年に、GE ヘルスケアは、新たな画像交換システムの導入を通じた UAE 保健省傘下の放射線センターに関連した同省とのパートナーシップを発表している。

UAE における PPP プロジェクトは、従来より、特別な法的枠組みを用意することなく実施されてきたが、2015年に PPP 法を制定したドバイ首長国を除き、その状況は現在も同様である。ドバイ PPP 法は、他の関連事項と併せ、PPP プロジェクトのための首長国内での調達プロセスに関して規制をしている。



ヘルスケアビジネスに関する法規制

次の表は、UAEにおける病院経営を中心とするヘルスケアビジネスに関する法規制について、特に関心が高いと思われる事項をまとめたものである。

テーマ	回答
1. ヘルスケアビジネスと医療法人に関する法制度	<ul style="list-style-type: none">▪ アラブ首長国連邦（以下、UAE）における、ヘルスケア分野は、連邦法（Federal law）及び各首長国の法律によって規制されている。過去数年間に渡り、UAEでのヘルスケアサービス分野への投資促進を目的として、ドバイ及びシャルジャヘルスケアシティ等のフリーゾーンが設立された。これらフリーゾーンではそれぞれ独自の法令の適用を受ける。▪ フリーゾーンを含めUAEの全ての病院を含む民間保健施設は、2015年に制定された民間保健施設に関する連邦法（Federal law No 4 of 2015）によって規制される。同連邦法は、民間保健施設について規定していた旧連邦法（Federal law No 2 of 1996）に替わる形で定められたものである。▪ 上記の他、不妊治療センターの免許に関しては、別途の連邦法（Federal law No 11 of 2008）の適用を受ける。その他、ヘルスケアサービス分野に適用される法令として、医療従事者に関する連邦法（Federal law No 7 of 1975）や医療責任に関する連邦法（Federal law No 10）等が存在する。▪ ヘルスケアサービスは複数の監督機関が管轄しているが、保健省（Ministry of Health, MoH）がUAEにおける統一的医療政策及び国全体の保健サービス発展を所管している。北部首長国（アブダビ及びドバイを除く首長国）においては、MoHが保健関連での最上位の規制機関である。これら北部首長国は独自の監督機関を設置していないため、保健行政及び規制は、MoHに依拠している。▪ アブダビ保健局（Health Authority - Abu Dhabi; HAAD）は、アブダビ首長国内での必要なヘルスケアに関する事項を管理監督し、ドバイ保健局（Dubai Health Authority; DHA）も、ドバイ首長国内で同様の役割を果たしている。また、HAAD及びDHAはフリーゾーン（ドバイヘルスケアシティは除く）を含めた域内での保健施設及び保健サービスを規制し許認可業務を行っている。▪ ドバイヘルスケアシティ（Dubai Health Care City; DHCC）に関して、独自の管理規則（No 1 of 2013）、保健事業者規則（No 4 of 2013）、及び医療従事者規則（No. 2 of 2013）を含むその他の規制の適用を受け、ドバイヘルスケアシティ局（Dubai Health Care City Authority; DHCA）が監督を行う。DHCAはフリーゾーン内の保健施設への許認可を行い、該当施設の監督及び立入検査権を有する。DHCC内の保健施設は上記の法律に加え、適用のある連邦法及びドバイ医療局（DHA）が制定する規則を遵守する必要がある。



テーマ	回答
2. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立に必要な免許	<ul style="list-style-type: none">▪ 民間保健施設に関する連邦法（Federal Law No 4 of 2015）3条によると、法及びその実施規制の条項に従って、所管当局から免許を受けていない限り、個人又は法人が民間保健施設を設立、運営又は管理をすることが禁止されている。免許申請は保健省（MoH）、アブダビ保健局、ドバイ保健局、又はヘルスケアシティの所管当局に対して申請する必要がある。免許に対しては、承認基準に対応し遵守する保険その他の責任を含む追加条件が付される。▪ 全ての事業主体は、その事業を実施する首長国またはフリーゾーンにおいて登記されかつ免許を受ける必要がある。上記の免許に基づくものを含む企業による民間保健施設の運営及び保健医療サービスの提供に関するものを除き、他の一般の企業に適用される設立及び設置に関する要件以上の特別な要件はない。▪ 医療従事者は、専門的医療サービスを患者に提供するために、管轄当局（保健省、アブダビ保健局、ドバイ保健局、又はフリーゾーンの当局）より、免許を取得をする必要がある。かかる医療従事者には、看護師、医師、薬剤師その他の保健関連専門家が含まれる。
3. 医療法人運営を規律する法規制	<ul style="list-style-type: none">▪ 医療法人は、法人の運営一般に関する全ての法令を遵守する必要がある。これに加え、医療法人は、保健サービスの提供に関連する特別法及び多くの技術規則及び要件に従う必要がある。例えば、感染症阻止に関する連邦法（Federal Law No 27 of 1981）、麻薬と向精神薬の取締りに関する連邦法（Federal Law No 14 of 1995）、臓器移植規制に関する連邦法（Federal law No 15 of 1993）、アブダビの医療会社の医療廃棄物に関する法（Law No 4 of 1998）、病院及び外来治療施設 DHA 規則、HAAD 策定の医療提供者に対する施設の設計要件及び基準を含む管理マニュアル等を含む。
4. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立及び運営に関して外国投資家に特に課される規制	<ul style="list-style-type: none">▪ 医療事業及び法人の設立及び運営に関して外国投資家に適用される一般的な規制が適用される。つまり、フリーゾーン以外の UAE 国内で設立される全ての医療法人は 51%以上の持分を、UAE 国籍者又は UAE が保有する組織が保有する必要がある。これに対し、ドバイヘルスケアシティその他のフリーゾーン内で設立された医療法人については、外国投資家が 100%の持分を保有することができる。
5. 医療法人を運営するために利用される法的ストラクチャー、形式及び機関	<ul style="list-style-type: none">▪ フリーゾーン以外で民間保健施設を運営する法人は、商事会社法（Commercial Companies Law）に基づき、同法のコーポレートガバナンス要件を満たす必要がある。また、フリーゾーン内の法人は、当該フリーゾーンの法人に適用されるコーポレートガバナンス規則の適用を受ける。



テーマ	回答
6. 病院を設置するために特に求められるコーポレートガバナンス制度	<ul style="list-style-type: none">▪ 病院は、UAEにおいて法人に一般的に適用されるコーポレートガバナンスの一般要件を満たす必要がある。加えて、アブダビ保健局及びドバイ保健局が制定するリーダーシップ及び経営に関する規則及び方針も踏まえた対応が必要となる。場合により、統治機関の設置、ガバナンス及び経営に関する手順書の制定、病院長が監督をする病院技術委員会、及び患者の安全及び治療の質を含む医療サービスのパフォーマンスを監査する委員会の設置等が要件となる。
7. 営利法人が病院を設置・運営することが認められるか	<ul style="list-style-type: none">▪ 可能。
8. 医療法人の持分に対する出資は可能か	<ul style="list-style-type: none">▪ 可能。民間病院の持分に対する出資ができる。
9. 可能な医療法人の買収方法	<ul style="list-style-type: none">▪ M&Aにより可能。ただし、政府の事前承認が必要となる場合がある。
10. 可能な投下資本の回収方法	<ul style="list-style-type: none">▪ 投下資本の回収に関する制限はない。配当金、株式の売却、（貸付の形式での投資の場合）借入金の返済の方法により投下資本の回収が可能。
11. ヘルスケアビジネス参入の目的で外国人投資家が利用可能な一般的に用いられる投資の形式	<ul style="list-style-type: none">▪ 資産又は法人へのあらゆる投資と同様の方法で、UAE内の保健施設及び事業へ投資をする。
12. 外国資本にとっての重大な参入障壁	<ul style="list-style-type: none">▪ 外国投資家が直面することが想定される重大な参入障壁は特段認識されていない。ただし、健康省その他の監督機関の対応の悪さには留意が必要である。これと比べ、フリーゾーン当局の対応はより良いものの、フリーゾーン内の法人又は事業活動はフリーゾーン内に限られる。
13. 外国籍医師が、当該国において業務を行うための求められる資格	<ul style="list-style-type: none">▪ 医業に関する連邦法（Federal law No 7 of 1975）において医師資格制度が定められ、同連邦法第2条において医師の登録資格が規定されている。保健省、アブダビ保健局及びドバイ保健局が随時に策定・改訂する共通ガイダンスが保健関連専門家の資格条件の詳細を定めている。UAEにおいて医業を行うための免許を申請する外国籍の申請人は、最低条件として、自国で認定されている教育機関又は大学による医学学位、及び資格取得後1年間の実務経験を有する必要がある。外国籍の総合診療医（general practitioner, GP）は2年間の実務経験を有することを証明する必要がある。専門医の場合、必要な実務経験は、医学学位を取得した国（ティア1、2、又は3）により2年から5年間の実務経験が必要とある。米国、カナダ又は英国の資格を有する医師は、実務経験要件が免除することができる。申請人は、評価試験に合格し、有効な資格証明（certificate of good standing）を提出する必要がある。



テーマ	回答
14. 外国籍看護師が当該国において業務を行うための求められる資格	<ul style="list-style-type: none">▪ 医師及び薬剤師を除く医療専門家に関する連邦法（Federal law No 5 of 1984）において看護師の資格制度が定められ、同連邦法第2条及び第3条において看護師の登録資格が規定されている。保健省、アブダビ保健局及びドバイ保健局が随時に策定・改訂する共通ガイダンスが保健関連専門家の資格条件の詳細を定めている。UAEにおいて活動を行うための看護師免許を申請する外国籍の申請人は、最低条件として、自国で認定されている教育機関又は大学による2年から3年半の過程での看護学位、及び資格取得後2年間（准看護師（assistant nurse）の場合は1年間）の実務経験を有する必要がある。
15. 当該国における医療保険制度の概要	<ul style="list-style-type: none">▪ UAEにおいては、アブダビ首長国で、2005年よりすべての従業員について健康保険が強制加入となり、アブダビ保健局がこれを管轄している。ドバイ首長国においても2014年1月1日より強制加入健康保険制度が導入された。UAEの他の首長国もドバイに倣い、強制加入保険制度を順次導入することが見込まれる。▪ 雇用主は従業員に対して健康保険を提供する義務を負う。従業員のビザの発行又は更新は、従業員が所定の健康保険による付保を得ていることが条件となる。健康保険を付保するための費用を従業員に転嫁することは禁止される。▪ 低所得の従業員に対しては、基本健康保険（basic health cover）が提供される。アブダビ首長国においては、アブダビ首長国政府による助成を受ける保険会社、Daman社1社のみが提供する基本健康保険が利用可能。基本的給付のための費用は年間500から700 UAE ディルハム（約16,500円から約23,000円）の範囲となり、最大250,000 UAE ディルハム（約8,300,000円）が補償される。アブダビと異なり、ドバイの基本健康保険は、複数の保険会社が提供しており、政府からの助成も受けていない。▪ 上記の他、重要な相違点は、アブダビ首長国では雇用主は、従業員の配偶者をも被保険者とする必要がある一方、ドバイではそのような必要はなく、従業員のみ被保険者を限定することができる。この場合、保険加入は、扶養者の責任となる。▪ アブダビ首長国及びドバイ首長国いずれにおいても、様々な保険会社から、より充実した保険が提供されており、そのような保険の条件及び価格については、現状、規制の対象とはなっていない。
16. 病院及び医療法人に対する利用可能な税制優遇又はインセンティブ	<ul style="list-style-type: none">▪ UAEでは、法人税が徴収される税制度が存在しない。



テーマ	回答
17. 医療法人又は医療法人に投資をする外国人投資家が利用可能なその他のインセンティブ	<ul style="list-style-type: none">▪ 保健サービスを含むヘルスケア分野への投資を促進するためにフリーゾーンが設立されている。フリーゾーンは、登記、免許取得、出入国管理をワンストップで提供する機能を持ち、質の高い設備、地域の保健関連専門家ネットワーク及び人脈創出機会へのアクセスなど、その他の支援サービスを提供する。

この地域のヘルスケア投資環境については、今後も、乗越 秀夫を中心とする弊所ヘルスケア・グループとともに、引き続き注視してまいります。

本ニューズレターは、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。また執筆中にも現地法規制が改正される可能性があります。お問い合わせ等ございましたら、上記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

©2017 Baker McKenzie. ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー・マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー・マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー・マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。